

三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年三重県条例第13号。以下「条例」という。）及び三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年三重県規則第58号。以下「規則」という。）において規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準についての準用)

第2条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この要綱に定めるものを除き、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号。厚生省老人保健福祉局長通知。）の規定を準用する。

(設備の基準)

第3条 条例第4条第3項第16号に規定する宿直室を設ける場合は、他の設備（入所者が日常継続的に使用する設備を除く。）と兼用しても差し支えないものとする。

(職員の資格要件)

第4条 条例第6条第1項及び第2項は、施設長及び生活相談員について、その有すべき資格を定めたものであるが、このうち「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、施設長にあつては特別養護老人ホームを適切に管理運営する能力を有すると認められる者、生活相談員にあつては、社会福祉士、社会福祉主事任用資格、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員の資格を有する者その他保健・医療・福祉について、1年以上の実務経験を有する者をいう。

なお、介護職員、調理員等については、資格の定めはないが、これら職員についてもそれぞれの職務を遂行する熱意と能力を有する者をもって充てることとする。

2 同条第3項の「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が行っても差し支えないものとする。

(非常災害対策)

第5条 条例第8条第1項に規定する「消火器、非常口その他の必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の規定に基づく消防用設備等及び風水害、地震、津波等の災害に際して必要な設備をいうものとする。

同条第1項に規定する「非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連携体制等を定めた具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を

含む。)及び風水害、地震、津波等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている特別養護老人ホームにあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている特別養護老人ホームにおいても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

(協力病院等)

第6条 規則第19条第1項に規定する協力病院は、特別養護老人ホームから自動車等による移送に要する時間がおおむね20分以内の近距離にあることとする。また、同条第2項に規定する協力歯科医療機関は、特別養護老人ホームから近距離にあることが望ましいものとする。

(ユニットの居室の床面積)

第7条 規則第21条第1項第1号イ(1)に規定するユニットの居室の1室の床面積は、10.65平方メートル以上とするとともに、身の回りの品を保管することができる設備は、必要に応じて備えれば足りることとする。なお、居室の床面積には、洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所及び備え付けの収納設備が設けられているときはその面積を除くものとする。

また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは、居室の床面積を21.3平方メートル以上とする。

(ユニットにおける勤務体制の確保等)

第8条 規則第27条第2項は、条例第25条第1項のサービスの取扱方針を受けて、職員の勤務体制を定めるに当たっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならないことを規定したものである。これは、職員が、1人1人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助するためには、いわゆる「馴染みの関係」が求められることによるものであり、直接処遇職員のローテーションは、基本的に当該ユニット内で固定されていることが望ましいものとする。

(地域密着型特別養護老人ホームの形態)

第9条 条例第29条に規定する地域密着型特別養護老人ホームの形態は、次に定めるとおりとする。

- (1) 単独の小規模の特別養護老人ホーム
- (2) 本体施設のあるサテライト型居住施設
- (3) 指定居宅サービス事業所(指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等)や指定地域密着型サービス事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所等)と併設された小規模の特別養護老人ホーム

これらの形態を組み合わせることにより、本体施設+地域密着型特別養護老人ホーム(サテライト型居住施設)+併設事業所といった事業形態も可能とする。

なお、上記以外の事業形態については、地域の実情に応じ市町の条例等で定めるも

のも可能とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。